上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業（御船町上野地区における一般廃棄物および産業廃棄物処理施設）に関する

準備書の縦覧・意見募集と、説明会の開催について

問　環境保全課　環境衛生係　☎２８２－１６０４

民間事業者が上野地区（古閑原・古閑迫）において計画している廃棄物処理施設等について、熊本県環境影響評価条例に基づき、環境影響評価準備書（以下「準備書」と表記します。）の縦覧、意見の募集、説明会が事業者により行われる予定です。

■事業者の名称、代表者の氏名

株式会社シムファイブス　代表取締役社長　石坂　孝光
（主たる事務所：熊本市東区戸島町２８７４番地）

■対象の事業名称・位置など

名称：上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業
種類：廃棄物処理施設（焼却施設）の設置事業
規模：１日当たりの平均取扱い計画量４００ｔ／日
（処理能力４４０ｔ／日）
※産業廃棄物と上益城郡５町の一般廃棄物
位置：熊本県上益城郡御船町大字上野地内

■準備書の縦覧および公表方法など

場所：御船町役場（本庁舎１階ロビー※町民税務課前）
㈱シムファイブス事務所
熊本県庁（行政棟本館１階情報プラザ）
益城町保健福祉センターはぴねす
期間：令和７年11月27日㈭～令和７年12月26日㈮
（※土、日、祝日を除く）　午前９時から午後５時まで
電子縦覧：https://www.ishizaka.gr.jp　から
※有価物回収協業組合石坂グループ
（㈱シムファイブスの出資会社）のホームページ
※ホームページから準備書をダウンロードできます。

■意見書の提出

準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者に提出することができます。

【提出期限】

令和８年１月９日㈮※郵送は当日消印有効
※意見書箱への投函は、午前９時から午後５時まで（土、日、祝日および年末年始（12月29日～１月４日）を除く）

【提出方法】

縦覧場所（熊本県庁除く。）に備え付けの意見書箱への投函、または㈱シムファイブス（下の問合せ先）への郵送
※意見書には、提出する者の氏名・住所を必ず記入すること（法人その他の団体はその名称・代表者の氏名・主たる事務所の所在地）
※意見書の対象である準備書の名称を必ず記入すること。

■準備書の名称

『上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業　環境影響評価準備書』
※準備書についての環境の保全の見地からの意見およびその理由を必ず記入すること（日本語で記載すること。）

■問合せ先（意見書の郵送先）

〒861-8031　熊本県熊本市東区戸島町2874番地
㈱シムファイブス
☎３８９－１５１０　（担当：本田・上村）

※縦覧の場所では、事業者が作成する準備書の内容に関して、御船町職員による説明は行いません。

■説明会について

【開催日程】

○第１回　令和７年12月15日㈪　午後７時～
場所：七滝中央小学校体育館
○第２回　令和７年12月16日㈫　午後７時～
場所：御船町カルチャーセンター（ホール）
○第３回　令和７年12月25日㈭　午後７時～
場所：益城町保健福祉センターはぴねす（益城町惣領1470）

※説明内容は３回とも同じです。
※御船町にお住いの方はどの会場にも参加することができますが、【第１回：七滝中央小学校】は、会場の収容人数、駐車場に限りがありますので、原則として御船町在住の方を対象として開催されます。

【環境アセスメントとは】

環境アセスメントとは、事業が周辺の環境にどのような影響を与えるのかを、事業者が事前に調査、予測及び評価し、その結果を公表して住民や行政等の意見を聴き、十分な環境保全対策を実施することにより、よりよい事業計画を作り上げていくための制度です。（出典：熊本県.“環境影響評価条例のあらまし”）

なお、本事業の環境アセスメントは「熊本県環境影響評価条例」に基づき、令和５年１月から実施されています。

【上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業について】

この事業では、民間事業者が御船町上野に整備・運営を予定しているごみ処理施設で、**【上益城５町の一般廃棄物（家庭ごみ等）】**と**【主に県内で発生する産業廃棄物】**を処理し、同時に処理の過程で発生する熱エネルギー、メタンガスを利用（エネルギー回収）して発電等を行うことが計画されています。（土地は上益城広域連合が有償で貸し付ける。）

◀町ホームページで、事業に関するこれまでの経緯や、説明会資料などを確認することができます。